

# 議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き

～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～

概要版

令和4年2月

全国町村議会議長会・編

# 序章：報告書の目的及び特徴

## 1. 報告書の目的

### <背景>

- 地方分権改革
- 議会改革（町村議会が先駆的役割）
- 政治の衰退を思わせる事態（住民自治の危機）
  - ・ 投票率の低下
  - ・ 無投票当選の増加
  - ・ 議員のなり手不足

### <議員のなり手不足>

- なれない要因
  - ・ 地域の高齢化
  - ・ 厳格な兼業禁止規定
- ならない要因
  - ・ 議会や議員の魅力が伝わらない
  - ・ 議員報酬の低さ（条件の悪さ）
- 議員定数の激減
- 立候補者の地区割

### <議員のなり手不足解消に向けて>

- 議員報酬と政務活動費の充実強化を考える

### <提言>

**議会・議員活動を示して議員報酬を住民と考えよう！**

**政務活動費は監視・政策提言力を高める  
重要な条件であることを認識しよう！**

## 2. 報告書の特徴

### <報告書の位置付け>

- 平成31年報告書（「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」）の続編

### <報告書の特徴>

- ① コロナ禍で停滞した議員報酬増額に向けての議論の起点とするための理論武装を目指す
- ② 「普通の人」が議員になるための重要な条件が議員報酬であることを再確認
- ③ 議員報酬を検討する上での考え方を整理→活動内容を踏まえた原価方式を提起
- ④ 議員報酬を決める手続きについて確認
- ⑤ 新たな議会や議員の法的位置付けの必要性を強調

### 報告書の構成

序章 報告書の目的及び特徴

§ 1 議員報酬・政務活動費を検討するにあたっての論点

§ 2 議員報酬・政務活動費の充実のための提言

§ 3 地方議会に多様な人材が参画するための次の一歩

終章 非常事態にこそ議会・議員の存在感を

資料 アンケート調査にみる町村議会の状況等

# § 1 : 議員報酬・政務活動費を検討するにあたっての論点

## 1. 第32次地方制度調査会答申の指摘

「議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある」

「議員の活動量と長の活動量を比較し、その割合を基に、住民と向き合い適正な水準について議論するなどの積極的な対応を講じている事例もある」

「地域の実情や議員の活動の状況、物価の動向等に応じ、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる」

「待遇が議会や議員の活動に見合うものであることについての住民の理解と信頼が前提になる」「（議員報酬の水準は）各議会において説明責任を果たしながら自主的に決定する必要」

「小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、（中略）議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる」

## 2-1. コロナ禍において住民不信を募らせないための留意点

1. 住民への十分な説明は必須である

2. 議員報酬の増額根拠を明確にする

## 2-2. 議員報酬・政務活動費をめぐる7つの誤解を解く

1. 原価方式は単なる活動量の積み上げではない

2. 原価方式は住民説明のために活用すべきものである

3. 議員は非常勤の特別職ではない

4. 昭和53年モデルはあくまで当時の「標準」

5. 会期日数だけが議会・議員の活動ではない

6. 特別職報酬等審議会に議会も無関係であってはならない

7. 負のイメージで政務活動費の導入を躊躇すべきではない

### 3. 原価方式の新たな論点 ～原価方式の深化に向けた提案～

#### 1 活動量だけでなく活動内容にまで踏み込む

原価方式



〈平成31年モデル〉

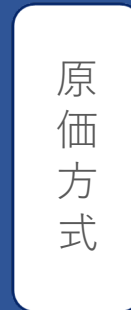
活動内容を踏まえた  
原価方式



〈令和4年モデル〉

#### 2 議会改革の進行度に応じた原価方式の2つの型を提起する

原価方式



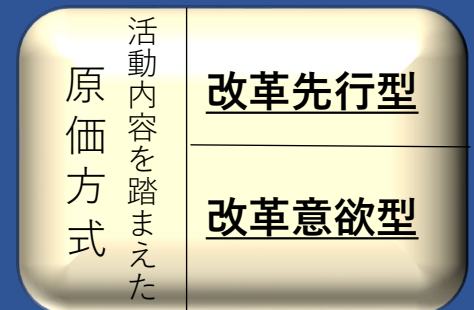
〈平成31年モデル〉

原価方式

活動内容を踏まえた

**改革先行型**

**改革意欲型**

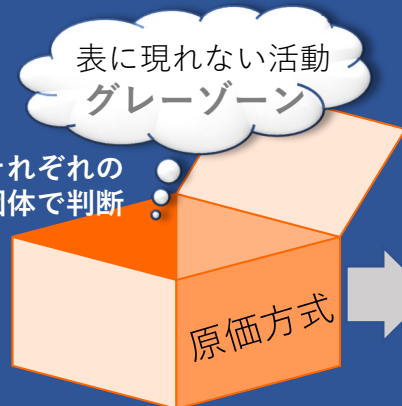


〈令和4年モデル〉

#### 3 「表に現れない活動」を数値化する基準を示す

表に現れない活動  
グレイゾーン

それぞれの  
団体で判断



〈平成31年モデル〉

表に現れない活動  
数値化



〈令和4年モデル〉

#### 4 原価方式から議員報酬の適正水準を考える

活動量



報酬額

(高)

改革度

(低)

#### 5 議員報酬・政務活動費は住民福祉を向上させるための条件であることを再確認する

## § 2 : 議員報酬・政務活動費の充実のための提言

### 1. 議会・議員活動を示して議員報酬を住民と考えよう！

#### 1-1. 議員報酬額確定の手法

##### 原価方式

議員の活動量を首長の活動量と比較し、その割合を首長の給料に乗じて議員報酬額を算定する方式

- 議会改革による活動の転換は、報酬額の増額につながる
- 活動量を基本の数値として活用するが内容（住民福祉の向上）が問われる

#### 1-2. 議員報酬の性格と内包される生活給的な要素

- 議員報酬は「役務の対価」であり「給与」ではない
- 議員はボランティアではできないと考える議員が多数
- 活動量の増大は生活給的な要素を内包（兼業の困難化）

〈参考〉

町村議会議員報酬	勤労者世帯の世帯主定期収入	差額
21.6万円	33.0万円	▲11.4万円
町村議会議員報酬	市議会議員報酬(5万人未満)	差額
21.6万円	33.3万円	▲11.7万円
町村議会議員報酬	新規学卒者(大卒)賃金	差額
21.6万円	22.6万円	▲1.0万円

#### 1-3. 議会改革に適合した議員報酬額確定の手法

##### 活動内容を踏まえた原価方式

議員の活動量を住民に示す中で議会・議員が住民自治をどう進め、住民福祉の向上に役立っているかの活動内容を同時に示す

##### 改革先行型 現在の議会・議員活動を踏まえ原価を算出

議員活動調査→首長の活動量・給料との比較→暫定的議員報酬額の確定→特別職報酬等審議会（住民参加）→議会へ提案

##### 改革意欲型 今後の議会・議員活動を明確にして原価を算出

今後の議会・議員活動の明確化（期待値含む）→議員活動調査→首長の活動量・給料との比較→暫定的議員報酬額の確定→特別職報酬等審議会（住民参加）→議会へ提案

## 1-3. 議会改革に適合した議員報酬額確定の手法（報酬増額につながる取組み）

### 議会・議員活動を豊富化する

議会改革を実践している議会は、それに適した議員報酬が不可欠である  
逆に、こうした議会改革は議会・議員の活動量に連動するので議員報酬増額の  
根拠になる

#### 監視力・政策提言力アップ

議案審議	議会基本条例の制定・運用、議決事件の追加、参考人の招致、専門的知見の活用、一般質問の充実、議員間の自由討議、議員派遣の充実、協議調整の場の積極活用、政務活動費の交付
会議日数	通年会期の導入（運用を含む）、休日・夜間議会
委員会審査	委員会による政策提言、閉会中審査・所管事務調査の拡充、委員派遣の充実、常任委員会の複数所属、特別委員会の増設
活動の検証	議会白書、議会のあり方研究、調査報告書等の発刊
研修	政策立案に係る専門的研修、議員の資質向上に係る研修

#### 地域・住民との連携強化

住民対話	議会報告会、出前議会、ワークショップ、住民懇談会
住民参画	公聴会、政策サポーター、議会モニター、議会アドバイザー
地域連携	産官学との連携、各種団体との意見交換
啓発活動	模擬議会、小中高生との対話、議会主催の講演会
広報広聴	HP・広報紙の充実、議会のデジタル化、広報モニターの活用

#### その他

国等への要請	意見書提出権の積極的活用
防災・災害対策	議会BCP計画策定、議会災害対策マニュアルの作成

### 会期日数を再考する

○ 町村議会の会期は、兼業議員が多いことや議員が少数なこと、委員会への議案付託が少ないなどの要因により短い傾向にある

○ しかしながら、今日の議会・議員活動は  
・ 日常的な活動が要請されている  
・ 議案審議の重要性が指摘されている



慎重な審議のため会期日数を再考する時期に来ている

- ① 会期を長期にとり、委員会付託をして充実した議論を行う。人数が少なくとも本会議での十分な議論を行うことも必要
- ② 参考人、公聴会を積極的に活用する
- ③ 議案等検討日を設け弾力的な会期日程とする
- ④ 委員会の所管事務調査も積極的に実施する

**年間（そして任期4年間）を通じた議員・議会活動を示す必要**

## 1-4. 原価方式の算定モデル（令和4年モデル）

### 議員報酬額の算定式

$$\frac{\text{(1) 議会・議員の活動日数 } \boxed{\text{日}}}{\text{(2) 首長の職務遂行日数 } \boxed{\text{モデル：305日}}} \times \text{(3) 首長の給料 } \boxed{\text{円}} = \text{(4) 議員報酬額 } \boxed{\text{円}}$$

→ 首長の給料実額を採用

### (1) 議会・議員の活動日数の積算（①+②+③の合計）

#### 議会活動

- ① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣（※<sup>1</sup>）  日
- 〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場（全員協議会等）、カ議員派遣、キ委員派遣〕
- ② 法定外会議・住民との対話等（※<sup>1</sup>）  日
- 〔ア法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）イ議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕

#### 議員活動

- ③ 日常の議員活動（※<sup>1</sup>※<sup>2</sup>）  日
- 〔ア①②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、イ議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ公的行事への出席、エその他〕

※<sup>1</sup> 実際の活動日数（①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均）を記入（同日の重複カウントはしない）

※<sup>2</sup> 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）して1人あたりの平均を算出

### (2) 首長の職務遂行日数（モデル：305日）

○ 年間305日の職務遂行日数をモデル値として設定

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出

365日 - (土曜日・日曜日：104日 + 国民の祝日：16日) × 1/2 = 305日（※<sup>3</sup>）

※<sup>3</sup> 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい

### (3) 報酬額算定にあたっての留意点

○ 議長など役職者としての活動部分は活動日数に算入しない（別途加算）

○ 表に現れない議員活動も住民に説明できるものは、割り落とさず全てカウント

○ 住民説明の際には、数値（議員報酬額）だけでなく活動内容の提示も必要

○ 現行の報酬額と大きく乖離した場合の段階的増額、住民の合意が得られない場合の条例適用の先送り等、報酬額適正化の弾力的な運用も検討

### 1-5. 議長など役職者の報酬額の算定

役職者の議員報酬の実態 (令和元年)	議員 215,656円	常任委員長 221,714円	議運委員長 221,912円	副議長 237,600円	議長 293,073円	首長 721,648円
		↑1.03倍	↑1.03倍	↑1.10倍	↑1.36倍	↑3.35倍

#### 議長・副議長・委員長の活動

役職	役職者の権限・活動（例示）
議長	議場の秩序保持、議事整理、議会事務統理、議会代表権等の法定の職務権限（自治法第104条等）に基づく活動や議会を代表する活動等 ○本会議や全員協議会等の準備、○議会内や執行部との調整、○各種行事への出席、○全国町村議会議長会・各都道府県町村議会議長会等の各種会議への出席や要請活動など議長の出張等
副議長	議長の職務を代行する活動（自治法第106条①）や副議長としての活動等（議長の活動と重なる場合が多い）
委員長	委員会の議事整理、秩序保持権に基づく活動や委員長としての活動等 ○委員会の準備、○委員会報告書の作成・提出、○委員会視察の準備、○正副委員長会議、○議長・他の委員長・議会事務局との打合せや執行部との調整、○各種行事への出席等

#### 役職者加算の手法

##### 原価方式を当てはめる手法

活動内容を踏まえた原価方式を役職者の活動にも当てはめる手法

報酬増額の根拠が明確になるが、詳細なデータが必要なこと、サンプル数が少ないため、役職者が交代する度に修正が必要

##### 活動量の予測値に基づき算出する手法

役職者の職責を踏まえて活動量の予測値を立て、加算率を算出する方法

議員報酬との単純比較ではなく、活動量の比較による加算率であることに留意



## 1-6. 議員報酬の適正水準を考える

昭和53年モデル「全国標準」

首長	330日	議員報酬の標準比率を 長の給料月額 <small>の30%~</small> <b>31%</b> とした。
議員	103日	

概ね  
一致

29%

現行の議員報酬

721,648円
215,656円

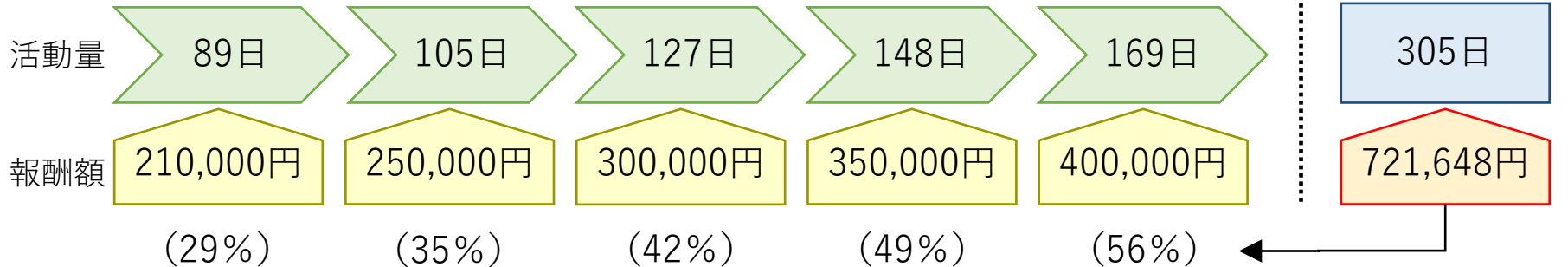
ポイント

- 地方分権改革により活動量は増加（時代背景）
- 平均報酬額は横ばい（実態）
- 報酬額を低いと感じる議員が多数（意識調査）
- 生計を維持できないほどの低水準は、なり手不足の一因

再考

- 40年以上が経過
- 議会改革の急速な発展を考慮
- 活動量豊富な議会が「全国標準」にしばられる等の弊害

### 期待する報酬額に見合う活動量



- 議員の活動量が常勤である首長の活動量に近づけば、議員報酬に生活給的要素が増加
- 原価方式によれば議会改革に伴う議会・議員活動の豊富化により議員報酬の水準は上昇

## 2. 政務活動費は監視・政策提言力を高める重要な条件であることを認識しよう！

### 政務活動費

- 平成12年に議員立法で「政務調査費」法制化（分権時代の議会力アップの条件として制度化）
- 平成24年自治法改正で「政務活動費」に改正し、充当可能範囲が「調査研究」から「調査研究その他の活動」に拡大されるとともに、使途の透明性確保の努力義務が課された

### 政務活動費の支給実態（令和元年実態調査）

区分	交付団体数	交付割合	平均交付月額
町村議会	193	20.8%	9,426円
市議会	719	87.9%	41,373円
都道府県議会	47	100.0%	347,255円

- 町村議会の交付割合は約2割、平均交付月額は約9,500円
- 都道府県議会、市議会の交付割合・平均交付額と比べると大きな格差がある
- 町村議会の交付状況を都道府県別にみると、新潟県や大阪府の交付割合が高い一方で、交付町村がゼロの都道府県もあり、地域格差も存在する

### 交付条例制定と支給増額を図る

#### 政務活動費導入の必要性

- 住民からの要望が多岐にわたっている今日、議会の審議能力を向上させることが重要
- 議員の調査活動基盤が充実強化され、議会・議員の活動量が増し、監視・政策立案機能の強化につながる
- 町村の議会事務局は、平均2.5人という脆弱な体制。議員自身が調査研究を担わなくてはならない状況

#### 政務活動費不交付の理由

- 近隣自治体の状況（46.3%）
- 財政的に厳しい（34.3%）
- 住民の理解が得られない（23.5%）等

#### 政務活動費導入に向けた論点

1. 政務活動費の意義を議会全体で確認する。
2. 都道府県町村議会議長会で、その意義を確認し、町村会にも働きかける。（交付しない理由の多くが、隣接自治体の動向なのでそれを突破するには、都道府県町村議会議長会が積極的に動いてもよい。）
3. 交付条例案（増額改定案）と交付基準を作成する。
4. 議会報告会等で政務活動費の意義や活用を住民に説明する。
5. 政務活動費に係る事務のマニュアル化を進める。

## § 3 : 地方議会に多様な人材が参画するための次の一歩

### 1. 地方議会の位置付けを明確化する

- 地方議会については、日本国憲法第93条第1項に「議事機関」と、地方自治法第89条に「議会を置く」とだけ規定されているが、地方議会がどのような権限を有するかについては明確になっていない。
- 地方分権改革の進展により、住民の代表機関である地方議会の役割と責任が格段に重くなっているにもかかわらず、住民から議会の活動が見えにくいと問われる要因の一つになっている。

地方自治法に団体意思決定機関としての議会の位置付け及び権限を明確に規定する必要がある

### 2. 地方議会議員の位置付けを明確化する

- 地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確になっていない。
- 議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識が乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じている。

地方自治法に議員の職務を明確に規定する必要がある

### 3. 地方議会議員の厚生年金加入促進を図る

#### 地方議会議員の厚生年金加入をめぐる動向

- 平成23年6月、市町村合併の急速な進展等に伴う年金財政の悪化により、旧地方議会議員年金制度廃止。
- 廃止法案審議に際して衆参両院総務委員会は、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行う附帯決議を全会一致で可決。
- 地方議会議員のみを対象とした新たな年金制度を創設することは現実的ではないことから、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討。

#### 三議長会は厚生年金への地方議会議員の加入を主張

- 地方議会議員は、名誉職から職業へと実態変化
- 厚生年金の適用拡大の流れが趨勢
- 地方議会議員は、厚生年金の加入要件を実質的に充足
- 立候補環境の改善、議会における多様な人材確保に寄与
- 議員にのみ特別な年金制度を求めるものではない
- 廃止法案の委員会採決の際に全会一致で付された、附帯決議の履行を求めるもの
- 厚生年金への地方議会議員の加入に伴い生じる公費負担は、会社・法人等の事業主負担と同じ制度によるもの

厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現する必要がある

# 終章：非常事態にこそ議会・議員の存在感を

## 1. 非常事態における議会の作動

- コロナ禍等の非常事態に議会・議員は、住民に寄り添う必要 → 存在意義を発揮
- 献身的な議会・議員活動が住民の信頼を高める → 活動条件である議員報酬や政務活動費を住民と考える契機
- 議会・議員活動の「不要・不急」の位置付けは住民不信につながる → 住民自治の後退

非常事態の状況（時間的経過）を冷静に判断し、住民と歩み、議員間討議を行い、首長と政策競争する議会を作動させる必要

## 2. 議員報酬及び議員定数を考える8原則

- ① 議員報酬と議員定数は議会がそのポリシーを示さなければならない
- ② 議員報酬と議員定数とは別の論理 → それぞれを独自の論理で説明しなければならない
- ③ 議員報酬と議員定数は行政改革の論理とはまったく異なる議会改革の論理  
→ 行政改革は削減を優先させ効率性を重視  
→ 議会改革は地域民主主義の実現（議員報酬と議員定数は住民自治を充実させるための条件として議論する必要）
- ④ 議員報酬と議員定数は持続的な地域民主主義の条件として考える  
→ 新しい議会を創り出すため、多様な住民が将来議員になりやすくまた活動しやすくするための条件として考える
- ⑤ 議員報酬と議員定数を「増加できない」あるいは「削減する」場合は、住民による支援が不可欠  
→ 議会力をダウンさせないために、議会事務局の充実や住民による政策提言・監視の支援を制度化すべきである
- ⑥ 議員報酬と議員定数は住民と考える  
→ 批判が多いテーマへの説明責任を果たすとともに、住民に不可欠な新しい議会運営の条件を住民に提示
- ⑦ 特別職報酬等審議会委員の委嘱にあたっては、議会を熟知している者を要請する
- ⑧ 「後出し」ではなく周知する十分な期間が必要 → 遅くとも選挙の1年前には周知できる準備を進めるべき

# 資料：議員報酬の都道府県別状況（令和元年7月1日調）

都道府県	町村数	議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長	町村長	都道府県	町村数	議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長	町村長
		報酬額	報酬額	報酬額	報酬額	報酬額	給料額			報酬額	報酬額	報酬額	報酬額	報酬額	給料額
北海道	144	268,742	214,990	181,810	195,575	195,769	729,772	滋賀県	6	287,916	218,000	196,216	198,633	197,050	617,000
青森県	30	269,156	228,640	217,963	217,963	218,307	709,240	京都府	11	312,363	245,727	218,636	224,363	223,636	719,227
岩手県	19	275,842	223,105	206,426	206,426	206,426	677,578	兵庫県	12	365,833	277,166	252,833	258,625	258,625	784,633
宮城県	21	315,511	260,347	246,388	246,816	246,816	794,604	大阪府	10	354,900	318,800	300,900	300,900	300,900	677,340
秋田県	12	264,666	235,083	224,500	224,500	224,500	706,333	奈良県	27	298,166	249,388	231,129	231,129	241,935	708,981
山形県	22	316,659	258,659	240,431	240,431	240,431	788,363	和歌山県	21	280,952	228,714	210,142	210,380	210,380	652,357
福島県	46	294,729	237,293	217,060	219,636	219,636	745,278	鳥取県	15	319,866	236,333	220,933	227,600	227,600	808,000
茨城県	12	344,583	307,333	291,083	291,750	291,750	711,583	島根県	11	277,672	230,472	192,745	198,863	204,389	662,285
栃木県	11	348,181	280,000	251,181	251,363	251,363	750,000	岡山県	12	301,166	248,583	227,833	231,583	229,416	709,416
群馬県	23	288,547	226,478	205,621	214,065	213,608	652,252	広島県	9	309,555	254,333	237,333	243,555	243,000	767,444
埼玉県	23	296,260	237,565	217,086	224,565	224,565	661,752	山口県	6	272,000	220,000	200,166	208,200	206,000	730,333
千葉県	17	286,750	237,205	216,676	217,852	218,676	748,411	徳島県	16	287,856	243,118	199,593	200,731	201,713	753,500
東京都	13	277,307	225,692	207,461	225,909	238,500	677,307	香川県	9	338,222	291,666	274,333	274,888	274,888	776,333
神奈川県	14	395,142	318,214	292,571	296,928	296,928	761,642	愛媛県	9	274,766	221,044	201,200	201,422	201,422	761,222
山梨県	14	217,428	177,714	159,000	161,363	161,363	611,857	高知県	23	255,347	206,782	183,913	192,913	193,521	679,760
新潟県	10	272,800	211,000	191,700	197,500	197,500	677,820	福岡県	31	323,248	274,841	256,051	259,696	259,664	759,109
富山県	5	337,200	292,000	272,400	272,400	272,400	805,400	佐賀県	10	330,880	271,140	252,430	259,510	258,110	754,170
石川県	8	335,125	288,125	271,625	273,625	273,000	774,125	長崎県	8	296,000	244,000	223,750	233,750	233,750	743,750
福井県	8	303,750	246,500	235,125	235,125	232,286	835,625	熊本県	31	307,093	253,235	230,770	233,590	235,177	746,403
長野県	58	265,455	194,365	172,575	180,822	180,767	686,153	大分県	4	307,925	265,275	255,075	256,825	256,825	674,012
岐阜県	21	285,390	237,661	221,471	225,366	224,414	695,514	宮崎県	17	302,823	232,235	215,705	220,411	219,529	697,982
静岡県	12	287,583	230,500	210,500	218,583	218,583	664,300	鹿児島県	24	301,758	249,437	227,479	236,212	233,500	711,087
愛知県	16	360,031	281,031	255,843	264,531	261,100	802,531	沖縄県	30	273,865	228,330	212,276	229,617	225,162	701,506
三重県	15	297,400	231,266	214,200	219,400	219,400	757,333	合計・平均	926	293,073	237,600	215,656	221,714	221,912	721,648

注1：日額報酬制の町村を除く。

注2：出典／全国町村議会議長会『第65回実態調査』

# 資料：政務活動費の都道府県別状況（令和元年7月1日調）

都道府県	町村数	交付	交付対象				交付方法					一人あたりの交付額 (月額)	都道府県	町村数	交付	交付対象				交付方法					一人あたりの交付額 (月額)						
			議員	会派	会派及び議員	会派又は議員	毎月	四半期	半年	1年	その他					議員	会派	会派及び議員	会派又は議員	毎月	四半期	半年	1年	その他							
北海道	144	18	12	1	4	1	0	2	0	13	3	11,981	滋賀県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	京都府	11	3	0	1	1	1	0	0	0	3	0	5,666						
岩手県	19	3	1	1	0	1	0	0	3	0	0	8,666	兵庫県	12	5	1	2	1	1	0	0	3	2	0	10,000						
宮城県	21	9	1	2	5	1	0	0	2	6	1	7,103	大阪府	10	9	2	4	2	1	0	0	3	6	0	12,222						
秋田県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	奈良県	27	4	4	0	0	0	0	0	1	3	0	12,500						
山形県	22	3	3	0	0	0	0	0	2	1	0	8,333	和歌山県	21	7	7	0	0	0	0	0	0	7	0	6,738						
福島県	46	5	3	0	1	1	0	0	0	5	0	11,000	鳥取県	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
茨城県	12	4	2	1	1	0	0	0	0	4	0	8,750	島根県	11	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	10,000						
栃木県	11	7	2	1	4	0	0	0	0	7	0	9,000	岡山県	12	4	4	0	0	0	0	0	3	1	0	12,500						
群馬県	23	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	12,500	広島県	9	4	3	1	0	0	0	0	0	3	1	8,333						
埼玉県	23	13	6	2	1	4	0	0	5	7	1	5,384	山口県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
千葉県	17	10	5	1	4	0	0	0	0	10	0	5,400	徳島県	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
東京都	13	5	2	2	1	0	0	0	0	5	0	5,583	香川県	9	3	3	0	0	0	0	0	1	2	0	8,944						
神奈川県	14	8	0	0	6	2	0	0	0	8	0	11,562	愛媛県	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
山梨県	14	3	2	0	0	1	0	0	1	2	0	3,166	高知県	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
新潟県	10	9	3	0	5	1	0	0	5	3	1	5,833	福岡県	31	6	6	0	0	0	1	0	1	4	0	17,500						
富山県	5	4	0	3	1	0	0	0	2	1	1	10,000	佐賀県	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
石川県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	長崎県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
福井県	8	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	8,500	熊本県	31	3	2	0	0	1	0	0	0	3	0	15,000						
長野県	58	8	6	0	1	1	0	1	2	4	1	7,037	大分県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
岐阜県	21	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	10,000	宮崎県	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
静岡県	12	5	1	2	0	2	0	0	0	5	0	11,500	鹿児島県	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
愛知県	16	7	2	2	2	1	0	0	2	5	0	6,428	沖縄県	30	13	13	0	0	0	0	0	13	0	0	11,923						
三重県	15	7	6	0	1	0	0	0	0	7	0	14,285	合計・平均	926	193	104	27	41	21	1	4	49	130	9	9,426						

注1：条例を制定しているが支給を停止している場合は、「交付していない」に含めている。

注2：出典／全国町村議会議長会『第65回実態調査』